

生息する鳥獣類

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
ミズナギドリ	ミズナギドリ	○ オオミズナギドリ	
	ウミツバメ	○ オーストンウミツバメ	VU
ペリカン	ウ	○ ウミウ	
ワシタカ	ワシタカ	ミサゴ	NT
		○ トビ	
	ハヤブサ	○ ハヤブサ	VU
チドリ	シギ	○ キョウジョシギ	
		○ イソシギ	
	カモメ	○ オオセグロカモメ	
		○ ウミネコ	
ウミスズメ	○ カンムリウミスズメ	国天、VU	
ハト	ハト	カラスバト	国天、NT
		○ キジバト	
アマツバメ	アマツバメ	○ アマツバメ	
スズメ	セキレイ	○ ハクセキレイ	
		○ ヒヨドリ	
	ヒタキ	○ イソヒヨドリ	
		○ ウグイス	
	ホオジロ	○ ホオジロ	
	アトリ	○ カワラヒワ	
	カラス	○ ハシブトガラス	
合計	16	21	

目	科	種または亜種	種の指定等
ネズミ	ネズミ	クマネズミ	
合計	1	1	

イ. 獣類

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境課)に拠る。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天: 国指定天然記念物
 環境省レッドリスト(平成18年改訂)
 CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
 NT: 準絶滅危惧種、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 国内: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物
 国際: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物
- 印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び指定された鳥獣。

